【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年６月28日
【会社名】	株式会社シモジマ
【英訳名】	SHIMOJIMA Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　下島　和光
【本店の所在の場所】	東京都台東区浅草橋五丁目29番８号
【電話番号】	０３（３８６２）８６２６
【事務連絡者氏名】	取締役上席執行役員管理本部長兼人事部長　　下島　雅幸
【最寄りの連絡場所】	東京都台東区浅草橋五丁目29番８号
【電話番号】	０３（３８６２）８６２６
【事務連絡者氏名】	取締役上席執行役員管理本部長兼人事部長　　下島　雅幸
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【提出理由】

平成28年６月24日開催の当社第55回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成28年６月24日

(2) 当該決議事項の内容

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分として第55期の期末配当金を、当社普通株式１株につき金11円とする。

第２号議案　定款一部変更の件

(1) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行に伴い、責任限定契約を締結できる役員の範囲が社外取締役・社外監査役から、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）や監査役に拡大されたため、定款第28条（取締役の責任限定）、同第35条（監査役の責任限定）を変更する。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行に伴い、補欠監査役の予選に関する定款規定（定款第32条３項）の根拠条文の項数が変更されたので、所要の変更を行う。

第３号議案　取締役８名選任の件

取締役として下島和光氏、横山庄蔵氏、下島公明氏、笠井義彦氏、下島雅幸氏、小野寺仁氏、舩井勝仁氏、梅野勉氏の８名を選任する。

なお、舩井勝仁氏と梅野勉氏は、社外取締役であります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

総議決権個数：234,224個

当日出席を含めた議決権行使個数：207,918個

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	賛成の割合	決議の結果
第１号議案 剰余金の処分の件	197,955	1,175	0	95.21%	可決
第２号議案 定款一部変更の件	199,020	110	0	95.72%	可決
第３号議案 取締役８名選任の件					
下島　和光	194,736	4,394	0	93.66%	可決
横山　庄蔵	196,301	2,829	0	94.41%	可決
下島　公明	196,819	2,311	0	94.66%	可決
笠井　義彦	198,279	851	0	95.36%	可決
下島　雅幸	198,273	857	0	95.36%	可決
小野寺　仁	198,279	851	0	95.36%	可決
舩井　勝仁	198,321	809	0	95.38%	可決
梅野　　勉	198,300	830	0	95.37%	可決

（注）１　各議案の可決要件は以下のとおりであります。

第１号議案：出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

第２号議案：議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成であります。

第３号議案：議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

２　賛成の割合は、本株主総会に出席した株主の議決権の数（本総会前日までの事前行使分および当日出席の全ての株主分）に対する、事前行使分および当日出席株主のうち各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主の議決権の数の一部を加算しておりません。